

2017年（平成29年）6月30日

差押禁止債権制度の見直しに関する具体的検討について

弁護士 阿多博文

当部会の第5回会議（同年3月10日開催）では、日本弁護士連合会の2017年1月20日付け「財産開示制度の改正等民事執行制度の強化に伴う債務者の最低生活保障のための差押禁止債権制度の見直しに関する提言」を配布していただき、小職において、その簡単な紹介をしたところである。今般、次の具体化案を提示するので、更に検討していただきたい。

1 給与等債権の差押禁止の最低限度額（単身世帯を基準とする）

民事執行法152条1項の括弧書きに「その額が単身世帯における生活保護の基準を勘案して政令で定める額に満たないときは、政令で定める額に相当する部分」を加える。

民事執行法施行令で、上記の「政令で定める額」を、例えば、支払期が毎月と定められている場合には、「支払期が毎月と定められている場合 10万円」などと定めるものとする。

ただし、債権者が民事執行法151条の2第1項各号に掲げる義務に係る金銭債権（扶養義務等に係る定期金債権）を請求する場合には、上記の差押禁止の最低限度額の定めは適用されないものとする。

【参考条文】

民事執行法

（差押禁止債権）

第152条 次に掲げる債権については、その支払期に受けるべき給付の四分の三に相当する部分（その額が標準的な世帯の必要生計費を勘案して政令で定める額を超えるときは、政令で定める額に相当する部分）は、差し押さえてはならない。

一 債務者が国及び地方公共団体以外の者から生計を維持するために支給を受ける継続的給付に係る債権

- 二 給料，賃金，俸給，退職年金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る債権
- 2，3項省略

民事執行法施行令

(差押えが禁止される継続的給付に係る債権等の額)

第2条 法第百五十二条第一項 各号に掲げる債権（次項の債権を除く。）に係る同条第一項（法第百六十七条の十四 及び第百九十三条第二項 において準用する場合を含む。以下同じ。）の政令で定める額は，次の各号に掲げる区分に応じ，それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 支払期が毎月と定められている場合 三十三万円
 - 二 支払期が毎半月と定められている場合 十六万五千元
 - 三 支払期が毎旬と定められている場合 十一万円
 - 四 支払期が月の整数倍の期間ごとに定められている場合 三十三万円に当該倍数を乗じて得た金額に相当する額
 - 五 支払期が毎日と定められている場合 一万千円
 - 六 支払期がその他の期間をもつて定められている場合 一万千円に当該期間に係る日数を乗じて得た金額に相当する額
- 2 賞与及びその性質を有する給与に係る債権に係る法第百五十二条第一項の政令で定める額は，三十三万円とする。

国税徴収法

(給与の差押禁止)

第76条 給料，賃金，俸給，歳費，退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権（以下「給料等」という。）については，次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は，差し押えることができない。この場合において，滞納者が同一の期間につき二以上の給料等の支払を受けるときは，その合計額につき，第四号又は第五号に掲げる金額に係る限度を計算するものとする。

一～三項 (省略)

- 四 滞納者（その者と生計を一にする親族を含む。）に対し，これらの者が所得を有しないものとして，生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十二条（生活扶助）に規定する生活扶助の給付を行うこととした場合におけるその扶助の基準となる金額で給料等の支給の基礎となつた期間に応ずるものを勘案して政令で定める金額
- 五 その給料等の金額から前各号に掲げる金額の合計額を控除した金額の百分の二十に相当する金額（その金額が前号に掲げる金額の二倍に相当する金額をこえるときは，当該金額）

国税徴収法施行令

(給料等の差押禁止の基礎となる金額)

第34条 法第七十六条第一項第四号（給料等の差押禁止の基礎となる金額）に規定する政令で定める金額は、滞納者の給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権の支給の基礎となつた期間一月ごとに十万円（滞納者と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）その他の親族があるときは、これらの者一人につき四万五千円を加算した金額）とする。

2 家族数に応じた差押禁止の最低限度額の拡張（債務者の申立てによる）

民事執行法に、「民事執行法152条1項各号に掲げる債権」に対する差押えがされた場合において、債務者に控除対象配偶者（所得税法2条1項33号参照）や扶養親族（同項34号参照）があり、支払期に受けるべき給付の4分の3に相当する部分の額がこれらの者の数に応じて生活保護の基準を勘案して政令で定める額に満たないときは、執行裁判所は、債務者の申立てにより、上記の「政令で定める額」を限度として、差押命令の全部又は一部を取り消さなければならない旨の規定を新設する。

民事執行法施行令で、上記「政令で定める額」を、10万円（上記1）にこれらの者1人につき4万5000円を加算した金額等と定める。

この申立ては、現行の民事執行法153条と併存するものとする。債務者は、同条1項に基づき、「債務者及び債権者の生活の状況その他の事情」を主張立証することにより、上記の範囲を超えて、差押禁止範囲の拡張を求めることもできるものとする。

【参考条文】

所得税法

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三十二号 省略

三十三 控除対象配偶者 居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもの（第五十七条第一項（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第三項に

規定する事業専従者に該当するものを除く。)のうち、合計所得金額が三十八万円以下である者をいう。

三十四 扶養親族 居住者の親族(その居住者の配偶者を除く。)並びに児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号(都道府県の採るべき措置)の規定により同法第六条の四第一項(定義)に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第十一条第一項第三号(市町村の採るべき措置)の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人でその居住者と生計を一にするもの(第五十七条第一項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第三項に規定する事業専従者に該当するものを除く。)のうち、合計所得金額が三十八万円以下である者をいう。

三十五～四十八号 省略

2項 省略

3 給与等債権の差押命令を送達するときの債務者への教示義務等

民事執行法155条1項を改正し、同法152条1項各号の債権については、取立権の発生時期を債務者に対して差押命令が送達された日から4週間を経過した時とする。

民事執行法に、裁判所書記官が、債務者に対し、差押命令を送達する際に、債権差押命令の内容、取立権の発生時期、上記2の規定による申立(控除対象配偶者・扶養親族の数に応じた差押禁止の最低限度額の拡張)手続の内容、民事執行法153条による申立(債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮した上での差押禁止債権の範囲の変更)手続の内容を説明した書面を交付しなければならない旨の規定を新設する。

【参考条文】

民事執行法

(差押禁止債権の範囲の変更)

第153条 執行裁判所は、申立てにより、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押命令の全部若しくは一部を取り消し、又は前条の規定により差し押さえてはならない債権の部分について差押命令を発することができる。

2 事情の変更があつたときは、執行裁判所は、申立てにより、前項の規定により差押命令が取り消された債権を差し押さえ、又は同項の規定による差押命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- 3 前二項の申立てがあつたときは、執行裁判所は、その裁判が効力を生ずるまでの間、担保を立てさせ、又は立てさせないで、第三債務者に対し、支払その他の給付の禁止を命ずることができる。
- 4 第一項又は第二項の規定による差押命令の取消しの申立てを却下する決定に対しては、執行抗告をすることができる。
- 5 第三項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(差押債権者の金銭債権の取立て)

第155条 金銭債権を差し押さえた債権者は、債務者に対して差押命令が送達された日から一週間を経過したときは、その債権を取り立てることができる。ただし、差押債権者の債権及び執行費用の額を超えて支払を受けることができない。

2, 3項省略

4 差押禁止債権の振込入金された預金の差押えの取消（債務者の申立てによる）

民事執行法に、「法律により差押を禁止された継続的給付に係る債権で政令で定めるもの」が振込支給された預金口座に対する差押がされた場合、執行裁判所は、債務者の申立てにより、最後に振込支給された金額のうち「法律により差押を禁止された金額」に、「その支給の基礎となった期間の日数のうちに差押の日から次の支払日までの日数の占める割合」を乗じて計算した金額を限度として、差押命令の全部又は一部を取り消さなければならない旨の規定を新設する。

民事執行法施行令で、上記の「政令で定める債権」として、民事執行法152条1項各号の債権（給与等債権）の他、国民年金、厚生年金、公務員共済、生活保護、児童手当、児童扶養手当などを定めるものとする。

【参考条文】

国税徴収法

(給与の差押禁止)

第76条 省略

- 2 給料等に基き支払を受けた金銭は、前項第四号及び第五号に掲げる金額の合計額に、その給料等の支給の基礎となった期間の日数のうちに差押の日から次の支払日までの日数の占める割合を乗じて計算した金額を限度として、差し押えることができない。

5 個別事情による差押禁止範囲の減縮（債権者の申立てによる）

民事執行法153条1項に、（執行裁判所は、申立てにより…）第○条（上記2，4で新設した条文）の規定により差押命令が取り消された債権を差し押さえることができる旨の文言を加える。

この規定により発せられた差押命令に対しては、上記2，4の規定（債務者の申立てによる必要的取消）の適用が排除され、債務者が改めて同差押命令の取消を求めるためには、現行民事執行法153条2項の申立て（事情変更を理由とする）によらなければならない旨を定める。

また、上記1の規定により差押を禁止された部分についても、執行裁判所は、債権者の申立てにより、民事執行法153条に基づき、差押命令を発することができるものとする。

以 上